

令和3年度 1月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和4年1月31日(月) 午後3時00分から3時50分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(14人)

1番(会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好	7番 高杉隆司
8番 高井利明	9番 原田秀一	10番 松井市雄
11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子	13番 丸山和秀
14番 渡邊正行	15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫	
- 4 欠席委員 4番 江端美春
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議事

議案第49号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第50号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第51号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地の実勢賃借料情報について
報告事項	令和3年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	上田 芳則	農政振興係長	五十嵐芳彰
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、1月定例総会を開催します。</p> <p>議事日程に従い、進めさせていただきます。</p> <p>本日は、4番、江端美春委員がご欠席です。</p> <p>本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。</p> <p>議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、12番、鈴木淳子委員、13番、丸山和秀委員を指名します。</p> <p>それでは、議事として提案している案件に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加議案の議案第51号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を地区別にまとめた3ページの総括表をご覧ください。</p> <p>1月総会における許可案件は、赤塚地区、5条許可1件、中野小屋地区、3条許可2件、黒埼地区、3条許可3件、5条許可2件、全地区合計8件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>追加議案1ページ、議案第51号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和4年1月26日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。</p> <p>第1地域中野小屋地区です。1号及び2号は、譲受人が同一人の案件で、申請理由はいずれも経営規模の拡大です。1号、所在は西区笠木で田畑2筆、102㎡を売買する案件です。2号、所在は西区笠木で畑1筆、36㎡を売買する案件です。</p> <p>第2地域黒埼地区です。</p>

<p>議 長</p> <p>第2地域調査委員長 (10番)</p>	<p>3号、所在は西区板井で畑1筆、509㎡を売買する案件です。申請理由は経営規模拡大です。</p> <p>4号、所在は西区寺地で田8筆、3,743㎡を売買する案件です。申請理由は経営規模拡大です。</p> <p>5号、所在は西区立仏で畑2筆、1,500㎡を売買する案件です。申請理由は譲渡人の都合によるものです。</p> <p>なお3号から5号まで、調査委員会に付されています。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第2地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第51号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、3件です。</p> <p>3号、黒埼地区です。1月24日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>次に4号は黒埼地区です。1月24日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>次に5号、黒埼地区です。1月24日に申請地の現地確認を行った</p>
---------------------------------------	--

	<p>結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>今回の譲受人が農地所有適格法人であることから、最初に農地法第2条第3項による要件確認の説明を受けました。事務局が法人の登記簿や定款等などの書類による審査を行った結果、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、常時従事役員要件はともに適格であり、法人が農地を取得することについて問題はないとのことでした。</p> <p>次に申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積、農作業常時従事要件、現在の作付作物の売上実績について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>今後の営農計画は現在作付けしている加工大根と並行して、新たにイチゴ栽培に参入するものであり、その際にはイチゴ栽培の経験を有する指導者を法人へ招聘するとのことでした。</p> <p>地元委員から、これからは賦課金や泥上げなど地元農家との協力関係を築いていってほしいと要望され、譲受人はこれを了承しました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地所有適格法人としての要件について、法人として趣旨を理解し、確認するようお願いし、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第2地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>5号の案件について、法人から提出された農業参入計画書に記載された、いちごの作付面積に対する生産量は妥当でしょうか。</p> <p>農業参入計画書に添付されたJAの農業参入に係る意見書では適当であるという意見が付されていますが、ご指摘の点について、申請を受け付けた市長部局に対し、法人に確認するよう伝えたいと思います。</p> <p>ほかにご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	
1 5 番	
事務局	
議 長	

議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第51号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第51号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第51号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第49号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページ、議案第49号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、赤塚地区です。1号、所在は西区中権寺で、畑1筆140㎡を、売買により、個人住宅建設敷地とする案件です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>第2地域、黒埼地区です。2号、所在は西区板井で、田1筆322㎡を、賃借により、道路工事の仮設現場事務所及び露店駐車場とする一時転用の案件です。転用による工事期間は、令和4年2月1日から8月30日までとなっています。農地区分は農用地です。</p> <p>3号、所在は西区金巻で、畑2筆330㎡を、売買により、個人住宅建設敷地とする案件です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>なお1号から3号まで調査委員会に付されています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各調査委員長から報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長 (11番)	<p>調査案件は、議案第49号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>1号、赤塚地区です。1月24日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、</p>

<p>第2 地域調査委員長 (10 番)</p>	<p>申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>調査案件は、議案第49号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件です。</p> <p>2号は黒埼地区です。申請地について、1月24日に現地確認を行った結果、現況は、休耕畑となっていました。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、農用地で、転用許可基準ア－（イ）－c「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもので、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること。」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>3号は黒埼地区です。申請地について、1月24日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑となっていました。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p>
------------------------------	--

議 長	<p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び各地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第49号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第49号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第49号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第50号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた4ページの総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、賃貸借権設定新規、3年のものが3件、10年のものが6件、所有権移転、売買が5件、交換の申出はありません。賃貸借権設定更新分3年のものが19件、6年のものが9件、10年のものが9件、賃貸借権移転分10年のものが4件、全地区合計55件です。</p> <p>中段の農地中間管理事業は、賃貸借権設定新規及び更新、10年のものが142件、全地区合計142件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>6ページ、議案第50号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページは新規分、8ページは更新分、9ページは合計の地区別実績表です。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区、合計7件、面積は61,308㎡、中野小屋地区、合計2件、面積は46,740㎡、内野地区、合計1件、面積は1,021㎡、坂井輪地区、合計1件、面積は12,243㎡、</p>

	<p>黒埼地区、22件、面積は72,563㎡、四ツ郷屋地区、合計18件、面積は41,603㎡、全地区合計51件、面積は235,478㎡です。</p> <p>10ページ、提案文です。</p> <p>「議案第50号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和4年1月31日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>提案文以降、10ページから20ページが内訳で、それぞれの契約内容になります。</p> <p>次に22ページ、農地中間管理機構が、農地を借り受けるものです。22ページは新規分、23ページは合計の中間管理事業の地区別実績表です。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区1件、面積は2,068㎡、中野小屋地区5件、面積は24,417㎡、内野地区2件、面積は12,532㎡、坂井輪地区129件、面積は396,002㎡、黒埼地区5件、面積は27,361㎡、以上、全地区合計142件、面積は462,380㎡です。</p> <p>24ページから52ページまでが新規分の内訳で、坂井輪地区の129件は、新通の人・農地プラン実施地区です。</p> <p>53ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和4年2月15日です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第50号には、9件の委員関連の案件がありますので、先議を行います。</p> <p>14ページの13号は、出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、関係委員は退室してください。</p> <p>(関係委員退室)</p>
議 長	<p>それでは14ページの13号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p>
	(関係委員入室)
議 長	<p>次に、16ページの23号です。関係委員は退室してください。</p>
	(関係委員退室)
議 長	<p>それでは16ページの23号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p>
	(関係委員入室)
議 長	<p>次に、20ページの1号です。関係委員は退室してください。</p>
	(関係委員退室)
議 長	<p>それでは20ページの1号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p>
議 長	<p>(関係委員入室)</p> <p>次に、20ページの2号です。関係委員は退室してください。</p>
議 長	<p>(関係委員退室)</p> <p>それでは20ページの2号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p>
議 長	<p>(関係委員入室)</p> <p>次に、25ページの10号、36ページの65号、43ページの100号、45ページの110号です。関係委員は退室してください。</p> <p>(関係委員退室)</p>

議 長	<p>それでは25ページの10号、36ページの65号、43ページの100号、45ページの110号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p> <p>(関係委員入室)</p>
議 長	<p>次に、ただ今、先議した案件以外の案件を審議します。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。議案第50号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。議案第50号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第50号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。次に、報告事項に入ります。報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する</p>

事務局	<p>照会書について、報告事項、農地の実勢賃借料情報について、報告事項、令和3年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について、一括して事務局から説明をお願いします。</p> <p>農政振興係所管の報告事項を説明する前に、4ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。</p> <p>下段、農地中間管理事業の利用配分計画は、賃貸借権設定新規10年のものが142件、更新分はありません。移転分は3年のもの2件、6年のもの3件、10年のもの13件、全地区合計160件です。</p> <p>54ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）についてです。54ページが新規分の地区別実績表です。次の55ページが合計の実績表となります。地区別合計のみ読み上げます。赤塚地区1件、面積は2,068㎡、中野小屋地区5件、面積は24,417㎡、内野地区2件、面積は12,532㎡、坂井輪地区129件、面積は396,002㎡、黒埼地区5件、面積は27,361㎡、以上、全地区合計142件、面積は462,380㎡です。</p> <p>56ページから84ページまでが新規分の契約内容です。</p> <p>地区別実績表に含まれない中間管理権移転分は、85ページ、86ページがその内訳となっています。</p> <p>なお中間管理権にかかる県公告は、令和4年3月29日です。以上です。</p>
事務局	<p>説明者が変わります。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、3ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計34件です。</p> <p>89ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計12件、田畑合計84筆、42,540㎡の解約を受理しました。</p> <p>なお6号、8号及び11号は、相続人からの届出です。</p> <p>92ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計3件、田畑合計26筆、37,055㎡の相続による届出を受理しました。なお農業委員会による農地売却等あつせんの希望</p>

事務局	<p>はありませんでした。</p> <p>93ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計1件、畑合計1筆、307㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>94ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計14件、畑合計19筆、4,906.02㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>97ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局及び新潟税務署から照会があったものは4件で、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地、一部農地、農地としてそれぞれ回答しました。以上です。</p> <p>説明者が変わります。</p> <p>98ページ、報告事項、農地の実勢賃借料情報についてです。</p> <p>農地法第52条により、1年に1回、農地の賃借料改正の情報を提供することになっています。直近の令和3年中に公告した農用地利用集積計画の中間管理権の賃借料を、加重平均で算出しました。</p> <p>西区の田の実勢賃借料は、692筆で算出し、平均額は昨年より1,400円下落し、12,000円、最高額は同額の20,000円、最低額は1,000円下落し、4,000円でした。</p> <p>畑の実勢賃借料は、例年どおり全市の対象として、今回は453筆を算出し、平均額は昨年より500円上昇し、9,800円、最高額は昨年より1,000円上昇し、16,000円、最低額は同額の1,000円でした。</p> <p>管内農家へは農業委員会だより3月号で周知します。</p> <p>次に100ページ、報告事項、令和3年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果についてです。</p> <p>101ページ、別紙2は、荒廃農地として集計した全体面積及び地区別面積です。上段、表右下合計の1,023筆、526,444㎡が、荒廃農地として解消に向けた施策を講ずる必要がある農地です。下段は、令和2年度から令和3年度のストック面積を差し引きしたもので、比較増減、マイナス19筆、減少した面積は17,351㎡です。</p> <p>102ページ、令和3年度に解消した面積、新規に発生した面積、</p>
-----	--

	<p>荒廃農地の区分B分類から、再生可能な農地A分類に移行した面積、また荒廃農地の区分A分類から、再生困難な農地B分類に移行した面積の集計表です。上段、表右下、営農再開、保全管理、転用等による解消面積は49,333㎡です。下段、新規発生面積は合計981㎡です。再生困難な農地B分類に判定を変更した面積は31,001㎡です。農地判定の変更は、通常の農地との起伏及び高低差、隣接に優良農地がなく連続して山林化しているか否かによって判断しました。なお荒廃農地の判定は、農業委員会及び関係機関合同で実施した、昨年8月の荒廃農地調査にもとづいて行っています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。以上で議事として提案した案件について終了します。</p>
議 長	<p>事務局から報告事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>103ページ、2月、3月の業務日程です。</p> <p>はじめに2月の業務日程です。</p> <p>8日、火曜日、午後1時30分から、新潟県農業会議主催の市町村農業委員会役員等研修会がWebで開催されます。西区役所4階401会議室に会場を設けますので、こちらで役員の皆さんから視聴していただきます。</p> <p>16日、水曜日、午後3時から、農地部会を開催します。農地部会員のほか、会長、会長職務代理者から出席いただきます。</p> <p>18日、金曜日、午後1時30分から、新潟県農業会議主催の地域別農業委員会会長・事務局長会議が中央区で開催されます。会長、事務局長が出席します。</p> <p>22日、火曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。24日、木曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>28日、月曜日、午後3時から、2月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 鈴 木 淳 子

署名委員 丸 山 和 秀